

家族を殺す

「実子誘拐」告発
第5弾!

池田良子

ジャーナリスト

日弁連という危険分子

最高裁は日弁連の下僕か

二〇一九年十二月、最高裁が十六年ぶりに養育費の算定表を改定した。

算定表は、離婚するなどして子どもと離れて暮らす親が毎月支払う養育費の目安を定めたものである。今後、裁判官はこの算定表に基づき、離婚訴訟における養育費の額を定めることになる。

最高裁は、面会交流などについてはいっさい尽力しないにもかかわらず、なぜ、養育費だけは急に増額さ

せることにしたのか。

その理由として考えられるのが日弁連の圧力である。この最高裁の改定に先立つ二〇一六年十一月、日弁連は「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」を公表している。

そもそも、なぜ弁護士が養育費の算定表にこだわるかといえば、「実子誘拐ビジネス」の収益に直結するからだ。たとえば、「費用は『成功報酬』月々の養育費からお支払い」と謳う弁護士のホームページには、報酬は「元

夫側から振り込まれる毎月の養育費の30%を支払うだけでOK」と記載されている。

「この先10年、20年と元夫への養育費の請求を続けながら、お母さんと子どもの安全もしっかり確保しますのでご安心ください」

この記載からも明らかなおとおり、子どもが大学を卒業するまでの養育費の三割をピンハネする前提だ。

もし、この弁護士が離婚訴訟で父親の親権を剝奪し、二歳の子どもに對し月二十万円の養育費を支払わせ

◎「実子誘拐」告発キャンペーン第5弾!



笑顔の裏に、日滅の刃。赤石千衣子さん(右から2人目)に騙されてはいけない!
(写真提供/共同)

る判決を勝ち取れば、二十二歳で子どもが大学を卒業するまでの二十年間分、一千四百四十万円がこの弁護士ふとしろの懐に入る。弁護士は、表では子どもの貧困の悲惨を訴えつつ、裏ではその貧困を防ぐための養育費をか

すめ取っているのだ。

養育費ピンハネビジネス

二〇一六年十二月二日、毎日新聞(ニュースサイト)は「日弁連 養育費1・5倍に『低すぎる』批判受け新算定表」という見出しで、上記の提言を取り上げている。

そこで、新算定表の策定にかかわってきた弁護士として取材を受けている清田乃り子きよたのりこは、『Hanada』五月号で取り上げられた「100日面会交流提案訴訟」の当事者である父親から、虚偽DVの文書をメディアに配布したとして、名誉毀損きよんきんで現在訴えられている人物である。

この提言の九カ月ほど前にあたる二〇一六年三月五日には、日弁連は「公平な離婚給付を考える」という名のシンポジウムを開催。パネリストには、弁護士の斉藤秀樹、広島家

裁・山口家裁所長も務めた裁判官あがりの浅田登美子弁護士、しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事の丸山裕代などが参加している。

斉藤、浅田は上記清田と同様に、「100日面会提案訴訟」の当事者の父親から名誉毀損で訴えられている。丸山の上司である理事長の赤石千衣子あかishiちえこも同様である。

「100日面会提案訴訟」の一審判決が出たのは、二〇一六年三月二十九日。二歳で連れ去られた娘の父親が、「自分が親権者となった場合に母親である妻に年間100日程度娘と面会させることを約束し、それを自らが破った場合には親権を妻に渡す」ことを提案。

父親を親権者として相応しいと判断し、親権を認めたこの判決は松戸判決と呼ばれ、より寛容な親を優先させる「フレンドリーペアレント・ル

ール」を採用した画期的な判決として注目された。

清田、斉藤、浅田、赤石らが受けた衝撃は想像するに余りある。彼らが「実子誘拐ビジネス」をさらに拡大しようとは画策していた矢先、そのビジネスを台無しにする判決が出たのだから。「実子誘拐」をしても親権を奪えなければ、養育費を搾取することもできない。

そこで、わずか一人しかいなかった母親側弁護士を三十一人にし、この父親をDV男に仕立て上げて一審判決を葬り去った。これで晴れて養育費ピンハネビジネスが継続できることが確定したので、最高裁に養育費増額という要求を吞ませたのである。

なお、この斉藤は、本年四月七日の参議院法務委員会で、書籍『子ども中心の面会交流』で「非監護親へのメッセージ」として書いた以下の内容

が取り上げられた人物である。

「思うように面会できなくても、別居している子どもが経済的に困らないよう、いま以上に精力的に働いて養育費を送金してあげるような『かっこいい』お父さんであれば、成人になってからでも必ず頼られる存在になるはず。そんな一生ものの親子関係をめざそう」

この一文を読むだけで、斉藤がどのような人物かは良く分かる。その斉藤らが中心となり、養育費を一・五倍にする日弁連の算定表を作った。養育費が一・五倍になれば、弁護士報酬も一・五倍になり、「実子誘拐ビジネス」のうま味も一・五倍になるというわけだ。

人権派弁護士の思想的背景

この「実子誘拐ビジネス」を生業にする人権派弁護士とは、どのような

人物たちなのか。

本年四月に最高裁で「子どもの拉致」容認判決を勝ち取った日本人女性の代理人である大貫憲介弁護士は、依頼人からの預かり金を勝手に自らの弁護士報酬にしてしまうなどの行為で、少なくとも三回懲戒処分を受けている。

六月六日には時事通信の「安倍首相『断腸の思い』横田滋さん死去で」との記事を引用し、〈勇ましい演説以外、何もしてこなかった。で、『断腸の思い』？ #日本が壊れていく #官邸は壊れている〉とツイートしている。

二〇一七年十二月に最高裁で「子ども」の拉致「容認判決」を勝ち取った日本人女性の代理人は神川朋子弁護士。神川は二〇一三年、打越さく良弁護士（現在、立憲民主党所属の参議院議員）らが呼び掛けた「憲法第96条を改定し立憲主義を否定しよう

とする動きに反対する憲法研究者・若手弁護士共同声明」に賛同者として名を連ねている。なお打越は、『養育費強制執行マニュアル』の監修者である榎原富士子^{さかきばらふじこ}弁護士事務所に選挙直前まで所属していた。

二〇一七年九月の富山家裁審判で事実上の勝利を勝ち取った母親の代理人は、吉田容子^{よしだのぶこ}弁護士である。吉田は『Hanada』六月号で記述したとおり、共産党と極めて近い関係にある。

その吉田の経歴だが、上野千鶴子^{ののちづこ}が代表を務めるWANのホームページには「日弁連両性の平等に関する委員会委員を長く務め、女性運動のなかでも頼りになる存在」とある。

「お父さんと会うのはイヤ。毎月100万円くれるなら会ってもよい」との娘の書面を父親に送り付けた弁護士の名は西村依子^{よしこ}。現在、日弁連の副会長を務める大物人権派弁護士

だ。日本共産党石川県委員会のホームページにある「戦争法案廃案求め、1800人が集会・デモ」のページを見ると、西村は「安倍政治を許さず、安保法案の廃案を求める石川県民大集会」において、金沢弁護士会会長として「廃案へ力をあわせがんばろう」と挨拶している。

なお、上記の名誉毀損訴訟の被告のひとりである蒲田孝代^{かまたたかよ}も、千葉弁護士会会長のほか日弁連理事を務めていた。二〇一四年八月十三日の『赤旗』によると、蒲田は日本共産党千葉県委員会委員長らと安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定について懇談し、千葉県弁護士会会長名で閣議決定に反対する「談話」を出すなどしている。

日弁連の養育費の算定表の策定にかかわった清田乃り子は、日弁連の両性に関する平等委員会委員長を務

めている。一九九三年衆議院総選挙には日本社会党から出馬。二〇一三年九月には「9条と24条改憲がねらう『戦争する国』と、それを支える『家族』とは―安倍政権のねらうこの2つの関係とは?」なる講演を行っている。

これだけ挙げれば、「実子誘拐ビジネス」を行う人権派弁護士がどのような思想的背景を持つのか、日弁連がどのような組織か良く分かってもらえるのではないか。

赤い旗を振り回す日弁連

二〇一七年四月六日の産経ニュースに、「政治集団化する日弁連『安倍政権、声を大にして糾弾』：反安保で振り回した『赤い旗』」との記事が掲載されている。その記事には、「日弁連の人権擁護大会において、集団的自衛権の限定行使を柱とする安全保障関連法に反対する執行部提案の

大会宣言案について、同調する弁護士らが次々とマイクを握り、安倍晋三政権批判を繰り広げた」とある。

二〇一七年四月八日の産経ニュースには、「大阪弁護士会所属のある弁護士は『少数派である左翼系の弁護士が日弁連や単位弁護士会を事実上仕切っている』と吐露する。多くの弁護士は日常業務に追われ、会の運営に無関心か、反体制的な活動を嫌って一定の距離を置く。一方で会務に熱心に取り組む少数派が組織の主導権を握り、最高意思決定機関である総会にも委任状を集めて大挙して出席、場を支配する」とある。

二〇一九年二月十五日の産経ニュースにおいて、自民党の稲田朋美元防衛大臣は日弁連について、「あまりにも政治的だったり、偏^{かたよ}つたりしていませんか。『安全保障法制改定法案に対する意見書』や『集团的

自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明』のほか、憲法9条改正を問題視する決議をしたり…。任意団体ならよいのですが、入らないと弁護士活動ができない強制加入団体としてはどうかと思います」と述べている。

多くの読者にとっては既知のことと思われるが、日本共産党は、破壊活動防止法に基づく調査対象団体だ。警察庁も、日本共産党の「暴力革命の方針」に変更はないとの認識である。そのような団体と極めて関係の深い人物が、副会長や理事などの要職に就いているのが日弁連という組織なのだ。

人権派弁護士らがその活動の資金源とする「実子誘拐ビジネス」は、紛^{まぎ}れもなく「暴力」行為である。彼らの行為は社会の基盤である家族制度を破壊する活動であり、極めて反社

会性の高い活動と言つてよい。

そのような活動家たちに日弁連は乗っ取られてしまったのである。

また、一連の最高裁判決や養育費算定表策定の経緯などを見る限り、最高裁は日弁連の強い影響下に置かれてしまったと言わざるを得ない。なぜ、そうなってしまったのか。

「日弁連枠」という悪弊

最高裁判官任命にあたっては「日弁連枠」というのがある。最高裁判官は内閣で任命するが、慣例として最高裁の意見を聞くことになっている。日弁連は最高裁に対し数名の推薦を行い、それを踏まえて最高裁が意見を述べるのが慣行である。

ちなみに、上述の「100日面会提案訴訟」の上告を不受理決定したとして名前の挙がる鬼丸^{おにまる}かおるは、この日弁連推薦を経て、最高裁判官

になった弁護士だ。

この慣行に象徴されるように日弁連役員と最高裁事務局幹部らは、常日頃、連携して多くの物事を処理する状況にある。また、最高裁裁判官十五人のなかに日弁連推薦の者が含まれている以上、その部下にあたる最高裁事務局の裁判官は、日弁連の意向を蔑ろにすることはできない。

さらに言えば、日弁連から推薦されて最高裁裁判官になった者が判決を書く際、日弁連に最大限配慮するのは当然のことであり、仮に五人で構成される小法廷に日弁連出身の裁判官が入っていないとしても、日弁連の気分を害する判決を出すことが極めて困難であることは容易に想像できる。一連のハーグ条約違反の最高裁判決や「100日面会提案訴訟」の上告を最高裁が不受理とした件は、そ

の証左だ。

加えて、すべての裁判官は最高裁事務局のコントロール下にある。人事の裁量権はすべて最高裁事務局が掌握している。昇級や昇格も格差があり、最高裁の判断次第で決められる。当然、最高裁事務局の先でしかない法務省民事局もしっかりである。

要するに、「実子誘拐ビジネス」に勤しむとともに、「政権打倒」を掲げ公然と反政府活動・反社会的活動をする人権派弁護士らが、日弁連を乗っ取り、さらには最高裁を通じ全裁判所と法務省民事局を事実上支配下に置いてしまったということである。人権派弁護士らが学生のころ目指した共産主義革命を、限定された分野とは言えついに成し遂げたのである。感慨深いことであろう。「いち

ご白書をもう一度」だ。

世界から非難される日本

共産主義革命がなされた社会がどれほど不条理で凄惨なものかは、スターリン下のソ連を描いた『収容所群島』や文化大革命時の中国を描いた『ワイルド・スワン』などを読めば良く分かる。それと同じ状況がいま、日本の裁判所の敷地内で起きている。

瀬木比呂志元裁判官の著書『絶望の裁判所』は、ダンテ『神曲』のなかの「この門をくぐる者は、一切の希望を捨てよ」という言葉から始まっている。日本の裁判所の門をくぐったら一切の希望はない。諸外国が日本を「拉致司法」と呼ぶのは、決して大袈裟な表現ではないのだ。欧米諸国は、日本のこのような危機的状況を正確に認識している。

ドイツ外務省は昨年より、「日本はハーグ条約不遵守国である」旨を注意喚起する渡航情報をホームページに記載するようになった。

イタリア外務・国際協力省も、「日本に子を連れ去られたら取り戻すことはできない。日本の家族法制では、裁判所の決定によりイタリア人の親が子の監護権や面会交流の権利を得ることは極めて難しい」旨を注意喚起する渡航情報をホームページに掲載するようになった。

オーストラリア外務貿易省のホームページ上にも、「日本の家族法は、離婚や親権についての規定を含め、オーストラリアの法律とは大きく異なっている」と述べたうえで、「日本人と家族法関連の争いがある場合には、オーストラリアを出る前に弁護士に相談するよう」勧める渡航情報が出ている。

また、EU議会においても、本年七月八日、日本人の親が日本国内で子どもを拉致することや、もう一方の親と子どもを会わせないことなどを禁止する措置を迅速に講じるよう日本政府に要請する決議案を圧倒的賛成多数で採択した。

決議は、日本でこうしたケースが相当数あるとしたうえで「子どもへの重大な虐待」と強調。EUの戦略的パートナーである日本政府に対し、子どもの権利条約などの国際法を履行し、共同親権を認めるよう法制度の変更を行うことを求めている。

この決議にあたり、日本人に子どもを誘拐された親から実態をヒアリングしたEU議会議員は次のように述べている。

「信じられないような話です。私たちは、十七世紀の長崎のオランダ商人と日本人女性との間に生まれた子

どもは日本に永遠に留まることになっていた歴史を知っています。しかし、二十一世紀のいま、それが起こり得るとは想像できませんでした」

フランス議会上院でも、日本人による拉致行為を非難し、日EU戦略的パートナーシップ協定を停止すべきとの決議が、本年二月五日に採択されている。

誤解か、それとも事実か

なぜ、日EU戦略的パートナーシップ協定を停止すべきかと言えば、民主主義、法の支配、人権および基本的自由の促進を目的とする当該協定を日本が遵守していないからだ。これは極めて大きな意味を持つ。

つまり、「日本は民主主義、法の支配、人権および基本的自由を尊重していない国」だと言われているのだ。隣の社会主義国家となんら変わらな

◎「実子誘拐」告発キャンペーン第5弾!

い、ということである。

渡航注意喚起については、本年二月十日の衆議院予算委員会できりあげられた。茂木敏充^{もてぎとしみつ}外務大臣は、「ドイツ外務省に対して、我が国はハーグ条約を着実に実施してきていることを説明し、事実に基づく情報発信を行うよう申し入れた」という。

また、イタリア外務・国際協力省の渡航情報について「我が国の家族関連法に関する誤った記載や誤解を生じかねない記載がある」と非難したうえで、「事実に基づく情報発信を行うよう申し入れた」という。

この茂木外務大臣の答弁が誤りと誤解に基づくものであることは、改めて言うまでもない。事実に基づく情報発信を行っているのはドイツ、イタリア、オーストラリアのほうである。諸外国は、日本の家族関連法を知らない自国民が数多く日本人に

よる「実子誘拐」の犠牲になっていることから、日本政府に代わり、正確な情報を提供し警告しているのだ。

一方、フランス議会の決議などの欧州の動きについては、本年三月二十四日の参議院法務委員会できりあげられた。その際、森まさこ法務大臣は「日本の家族制度について、海外の意見には、たとえば、子を取り返すための法的手続がないなどといった誤解に基づく御主張もございます」と反論している。

この森法務大臣の答弁も事実上誤りだ。子を取り返すための法的手続きはあがるが、前回、記述したとおり、^{わな}罠がたくさん仕掛けられていて、実際には取り返せない仕組みになっている。

政権に食い込む危険分子

森大臣は、本年二月二十八日、赤

石千衣子、本田正男、木村草太らが集めた共同親権の法制化に反対する署名を受け取った。赤石は次のように発言している。

「DV被害者の安全が確保されていない現状では、共同親権を法制化しないではいけないことを要望として伝え、法務大臣から『しっかり受け止める』というお答えをいただいた」

なお、本田と木村は赤石と同様に、虚偽DVの捏造^{ねつぞう}による名誉毀損で訴えられている。

政権を担^{にな}う閣僚が政権打倒を掲げている連中を全力で擁護する一方、実態を理解したうえで日本政府に「目を覚ませ」と警告する諸外国を攻撃する——人権派弁護士らからすれば、笑いが止まらないだろう。

人権派弁護士らが次に狙うのは、国を後ろ盾にした養育費取り立てビジネスである。『Hanada』五月号の

記事にあるように、本年の一月二十七日、赤石千衣子や駒崎弘樹らが「養育費の取り立て確保に関する要望」を森法務大臣に提出している。

なお、赤石は、上述の『養育費強制執行マニュアル』の監修者である榎原富士子弁護士事務所の名誉毀損訴訟の弁護を頼んでいるほか、「(養育費の)差し押さえの『道筋』を示せるように」と法制化を促す見出しが躍るネット記事に榎原とともに登場している。駒崎は、日弁連の市民会議委員。彼らと人権派弁護士とは表裏一体なのだ。

彼らの「実子誘拐ビジネス」は拡大の一途である。彼らは「シングルマザー」という新たな業界を作り、ロビー活動を活発化。金と票を持ち、日弁連をも乗っ取った彼らから要望を出されれば、弁護士出身の森大臣としてもその要望を受け入れざるを得ない。

結局、五月二十九日には、「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」なる報告書まで出してしまった。

さらに六月初旬、自民党の猪口邦子元男女共同参画担当大臣や尾身朝子外務大臣政務官ら女性活躍推進本部のメンバーが森大臣や安倍総理に会い、総理から「養育費の確保は、子どもの育成を支援していく意味で重要だ。関係省庁に取り組みを加速するよう指示したい」との発言を得ることに成功した。こうやって、さらなる官製ビジネスができていくのだ。

なお、森大臣は「子どもたちに養育費が確実に届くよう取り組み」と意気込みを語っていたが、残念ながら赤石らに唆されて制度設計をする限り、子どもたちに養育費が確実に届くことはない。子どもに渡るまでに、一割から三割程度のお金が弁護

士らに搾取されるからである。

菅政権への三つの要望

問題解決に向けて、菅政権に要望することは以下の三点である。

第一は、「『実子誘拐』や親子関係断絶を助長・容認する判決を出した裁判官は再任しない」と閣議決定すること。裁判官の任期は十年であり、内閣が再任「できる」と憲法八十条に規定されている。この三権分立の要の規定を活用すべきだ。

米国の憲法起草者が『ザ・フェデラリスト』にこう記している。

「数種の権力が同一の政府部門に次第に集中することを防ぐ最大の保障は、各部門を運営する者に、他部門よりの侵害に対して抵抗するのに必要な憲法上の手段と、個人的な動機を与えるということにある。野望には、野望をもって対抗させねばな

らない。政府の権力濫用を抑制するために、かかるやり方が必要だ」

日本の司法が権力を濫用し暴走している最大の要因は、内閣がこの「憲法上の手段」を行使しないことに拠る。

憲法八十条を機能させることで、「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない。国会審議などこれまで参考にしたことはない」など民主主義を愚弄する発言をし、法に一切規定のない「継続性の原則」を利用するような裁判官は、閣議決定後、十年以内存在しなくなっているだろう。

第二は、ハーグ条約を徹底的に骨抜きにした国内実施法の改正と、ハーグ条約と整合性のとれた国内法「実子誘拐」の刑事罰化、面会交流の義務化などの制定をすること。諸外国と同様の法制度にするだけである。決して難しい要望でも、理不

尽な要望でもない。

もし、最高裁が日弁連の人権派弁護士による呪縛から逃れられず、法務省民事局に派遣されている裁判官が大臣らに嘘を吹き込み法改正に抵抗したりするのであれば、判検交流制度を廃止し、裁判官の法務省民事局幹部への登用を止めれば良い。

裁判官に代わる人材などいくらでもいる。法務省にも国家公務員試験を経て採用された者がおり、彼らを民事局幹部に登用すれば良い。それで足りなければ、優秀な弁護士を外から採用すれば良い。

第三は、弁護士法を改正し、日弁連の政治的行為を禁止すると同時に、内閣は日弁連推薦に基づく最高裁判官の任命を止めること。

以上の三つを実施し、人権派弁護士ら危険分子と公権力との関係を断ち切ることで、国家が「実子誘拐」の

お先棒を担がされることはなくなる。また、彼らの「実子誘拐」ビジネスは壊滅的ダメージを被ることから、その活動資金も動員できる人数も大幅に縮小するはずである。

この問題は北朝鮮による拉致と似ている。「拉致。必ず取り戻す! 親の愛は、世界を動かす。拉致問題は私達すべての問題です」「逢える日まであきらめない。あの日を境に家族は引き裂かれたまま。必ず逢える」と信じている」は、法務省作成の北朝鮮人権侵害啓発ポスター等の標語だが、ここに書かれた言葉は「実子誘拐」の被害に遭った親の思いでもある。

親子の「絆」ほど大切なものはない。一刻も早い解決が求められる。

いけだよ!

慶應大学文学部中退。専門誌記者を経て、フリーランスに。ヒューマン・ステイックな視座で、世の中の不条理や不正義を問う!